

工事費内訳書の取扱いについて の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(R 6. 4～)</u></p> <p>1 提出対象工事 全工事 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条に基づき、平成<u>27</u>年4月1日以降に入札公告又は指名通知するもの<u> </u>)</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 その他</p> <p><u>ア. 様式について</u></p> <p>県が工事費内訳書の様式を電子媒体(エクセル形式)で示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成されていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。(工事費内訳書の様式を示していない工事であっても、別添様式に準じて必ず作成のうえ提出すること。)</p> <p><u>イ. 低入札回数の加算について</u></p> <p><u>工事費内訳書に別表に該当する不備があるときは、入札金額が調査基準価格(最低制限価格)を下回っていたとしても、低入札回数には加算しない。</u></p>	<p><u>(H 29. 4～)</u></p> <p>1 提出対象工事 全工事 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条に基づき、平成<u>27</u>年4月1日以降に入札公告又は指名通知するもの<u> </u>)</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 その他</p> <p>県が工事費内訳書の様式を電子媒体(エクセル形式)で示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成されていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。(工事費内訳書の様式を示していない工事であっても、別添様式に準じて必ず作成のうえ提出すること。)</p>

(別添) 工事費内訳書を次のように改める。

別添

工事費内訳書

工事名を記載すること。

〇〇工事

商号又は名称:

内 訳	金 額	備 考
〇〇		
〇〇工		
〇〇		
・		
・		
・		
□□工		
□□		
直接工事費		
共通仮設		
共通仮設費		
安全費		
共通仮設費(率)		
純工事費		
現場管理費		
工事原価		
一般管理費		
工事価格		
消費税額及び地方消費税額		
工事費計		

工事に応じた工事区分・工種等を記載すること。

※工種ごとの金額が記載されていない、4費目(直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費)を記載する欄のいずれかが空白になっているなど工事費内訳書の記載内容に不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

※少なくとも工種まで記載すること。